

閣議議事録等作成・公開制度検討チーム 運営要領

平成 24 年 7 月 30 日
閣議議事録等作成・公開制度検討チーム
共同座長決定

1 議事の進行

閣議議事録等作成・公開制度検討チーム（以下「検討チーム」という。）の進行は事務局長が務める。

事務局長が出席できない場合は、事務局長の指名する者が代理として、その職務を代行する。

2 会議内容の取扱い

(1) 会議は、報道陣に公開するものとする。ただし、共同座長が特に必要と認めるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(2) 公開した会議の議事録及び提出資料は、公表する。

3 その他

この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、事務局長が会議に諮り、決定する。